

三好市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務の委託に係る公募型プロポーザル審査基準

「三好市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領」
4-(1)-②に規定する審査基準は次のとおりとする。

(参加資格審査)

	評価項目	主な評価基準	配点
(1)	法人の業務実績	・本業務に必要な実績	20
(2)	技術者の状況等	・本業務に必要な実績 ・他業務の状況に基づく専任割合	40
参加資格審査の計			60

(提案書等の審査)

	評価項目	主な評価基準	配点 ^{※1}	
(3)	業務実施体制	・業務に従事する配置予定人員の役割分担の明瞭性及び進捗状況に応じた柔軟な対応をとれるか ・配置予定人員と市との間において確保される連絡調整体制の信頼性	20	
(4)	業務理解度	・三好市地域公共交通計画（マスタープラン）、三好市地域公共交通利便増進実施計画（素案）、山城地域公共交通再編に向けた実証運行計画（素案）を踏まえた現状と課題の理解と認識の適切さ	10	
(5)	実施方針	・業務理解を踏まえた実施方針の妥当性	10	
(6)	技術提案	的確性	・実施方針との整合性がとれた具体的な提案であるか	40
		実現性	・現状を把握し、課題が整理され、実現可能な提案であるか	
		発想力・企画力	・効用を高めることを目的とした独創的かつ魅力的な提案であるか	
		調査・分析	・計画策定に際しての調査・分析を行う手法及び手順が適切であるか	
(7)	プレゼンテーション等に関する能力	・プレゼンテーション及びヒアリング内容	20	
提案書等の審査の計 ^{※1}			100	

※1 選考審査委員会委員1人あたりの配点

(価格提案書の審査)

	評価項目	主な評価基準	
(8)	価格提案書	・(1-「様式6 価格提案書の金額」÷「委託金額の上限額」)×100	100

※小数点以下は切捨て